日本学生支援機構奨学金選考基準について

2020年４月より、日本学生支援機構奨学金が新制度となりました。2021年度の奨学金申込資格・選考基準についてお知らせいたします。

１．申込資格（給付・貸与　共通）

2021年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の（１）または（２）のいずれかに該当する人。

（1）2020年3月に高等学校等を卒業予定の人。

（2）高等学校等を卒業後2年以内の人。

２．給付奨学金について

（1）対象学種

大学・短期大学・高等専門学校（４・５年生）・専修学校（専門課程）

※国・地方公共団体により要件を満たすことが確認された学校に限ります。

（2）選考基準

①家計基準

・住民税非課税世帯の生徒及び住民税非課税に準ずる世帯の生徒。

具体的には、年収の目安が第Ⅰ区分（約２７０万円以下），第Ⅱ区分（約３００万円以下）、第Ⅲ区分（約３８０万円以下）の３つの支援区分があります。

＊年収目安は両親・本人・中学生の４人世帯を想定しています。

＊支援機構が、マイナンバーにもとづく情報で確認。したがって、申請の際には、本人及び生計を維持している人（保護者）のマイナンバーの提出が必要になります。

＊その他、資産要件もあります。

②学力基準

・申込時点で以下のいずれかに該当する人。

高等学校における全履修科目の評定平均値が３．５以上。

将来、社会で自立し活躍する目標を持ち、学修意欲が認められること。

３．貸与奨学金について

（1）対象学種

大学・短期大学・高等専門学校（４・５年生）・専修学校（専門課程）

※国・地方公共団体により要件を満たすことが確認された学校に限ります。

（2）選考基準

①家計基準

・生計維持者の年収、所得金額等から特別控除額等を差し引いた金額が、設定された収入基準以下であること。

【第１種】約７４７万円以下。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合、基準を超えていても選考の対象となります。

・生計維持者の2020年の住民税が非課税である。

・生計維持者が生活保護を受給している。

・「社会的養護を必要とする人」である。（児童養護施設等に入所している場合等）

【第２種】約１１００万円以下。

＊支援機構が、マイナンバーにもとづく情報で確認。したがって、申請の際には、本人及び生計を維持している人（保護者）のマイナンバーの提出が必要になります。

＊年収目安は両親・本人・中学生の４人世帯を想定しています。

②学力基準

【第１種】高等学校における全履修科目の評定平均値が３．５以上。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合、基準を満たさなくても選考の対象となります。

・生計維持者の2020年の住民税が非課税である。
・生計維持者が生活保護を受給している。
・「社会的養護を必要とする人」である。（児童養護施設等に入所している場合等）

【第２種】申込時点で高等学校における学業成績が平均水準以上である。

４．選考のスケジュール(予定)

６月中旬　奨学金申込希望生徒への説明会。申請書類等を配布します。
（注）希望する生徒はこの説明会に必ず参加してください。
奨学金の詳細は生徒向け説明会で説明します。

６月下旬　申請書類の提出（訂正の無いよう正確に記入）。
（注）期間を過ぎてからの提出は一切認めません
支援機構への申込みのための準備、支援機構への申請書類の送付

７月上旬　申込みにかかる作業（スカラネット入力等）

※マイナンバー関係書類は、希望者・家庭で直接、支援機構に提出します。

選考結果通知は１月頃です。

５．問い合わせ先

県立尼崎西高等学校　電　話　（０６）６４１７－５０２１
総務部　奨学金担当まで